



広報 太陽と緑の環境都市 いしい

2019

5

No.208

いしい

新時代、 新世代。



【今月の表紙】 徳島大学生物資源産業学部農場の見事な桜並木でお花見中の子どもたち。これから先、令和の時代を築いていく新たな世代のつぼみが芽吹きはじめています。

議会だより

平成31年第1回定例町議会を平成31年2月28日から3月14日までの15日間の日程で開催しました。

本定例会に提出された町提出の議案は、すべて原案どおり可決されました。

当初予算

●平成31年度石井町一般会計予算
予算の総額 86億7,800万円

●平成31年度石井町国民健康保険特別会計予算
予算の総額 28億7,689万5千円

●平成31年度石井町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
予算の総額 110万7千円

●平成31年度石井町給与与管理特別会計予算
予算の総額 13億3,084万8千円

●平成31年度石井町後期高齢者医療特別会計予算
予算の総額 3億7,295万9千円

●平成31年度石井町介護保険特別会計予算
予算の総額 27億5,882万1千円

●平成31年度石井町水道事業会計予算
収益的収支

収益 6億1,754万8千円
事業費 4億5,819万4千円

資本的収支

収入 6,610万円
支出 2億6,945万7千円
資本的収支の差引不足額 2億335万7千円は、当年度分損益勘定留保資金7,559万8千円及び減債積立金1億2,775万9千円で補てんします。

補正予算

●平成30年度石井町一般会計補正予算(第3号)
補正額 △3億5,320万6千円

予算の総額

●平成30年度石井町一般会計補正予算(第4号)
補正額 1億9,752万6千円

予算の総額

●平成30年度石井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
補正額 △481万6千円

●平成30年度石井町住宅新築
予算の総額 32億9,724万6千円

資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
補正額 △2万3千円

●平成30年度石井町給与与管理特別会計補正予算(第2号)
補正額 △1,614万円

予算の総額

●平成30年度石井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
補正額 997万4千円

予算の総額

●平成30年度石井町介護保険特別会計補正予算(第3号)
補正額 1億7,989万2千円

予算の総額

●平成30年度石井町住宅新築
予算の総額 29億9,160万2千円

条例の制定

●石井町総合発展計画に関する条例について
地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により、策定の義務付けが廃止された総合計画について、町の最上位の計画と位置付けて策定するため、本条例を制定しました。

●石井町教育振興基金条例について
ふるさと納税及び一般寄付のうち教育全般に活用する目的で寄付されたものについて、基金として積み立て、幅広く教育の振興に充てるため、本条例を制定しました。

条例の廃止

●石井町移動図書館基金条例を廃止する条例について
移動図書館車の完成に伴い基金の目的が達せられたため、本条例を廃止しました。

●石井町課及び室設置条例の一部を改正する条例について
総合政策課を廃止し、総務課、財政課及び産業経済課の分掌事務を変更し、防災対策課の名称を変更するため、本条例を改正しました。

条例の一部改正

●石井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
働き方改革を推進するため関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により導入された時間外勤務時間の上限規制等について、国家公務員における措置の内容を踏まえ、所要の措置を行うため、本条例を改正しました。

●石井町児童保育条例の一部を改正する条例について
高原学童保育施設の開設に伴い施設を追加し、また、学童保育クラブの名称変更及び追加を行うため、本条例を改正しました。

●石井町災害用慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例について
災害用慰金等の支給について、災害用慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び災害用慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付け利率が無利子となる条件の追加及び貸付け利率の見直し等を行うため、本条例を改正しました。

●石井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
基準省令の改正に伴い必要となる所要の改正及び字句の整理を行うため、本条例を改正しました。

●石井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
本条例について字句の整理

●石井町児童保育条例の一部を改正する条例について
高原学童保育施設の開設に伴い施設を追加し、また、学童保育クラブの名称変更及び追加を行うため、本条例を改正しました。

●石井町移動図書館基金条例を廃止する条例について
移動図書館車の完成に伴い基金の目的が達せられたため、本条例を廃止しました。

●石井町課及び室設置条例の一部を改正する条例について
総合政策課を廃止し、総務課、財政課及び産業経済課の分掌事務を変更し、防災対策課の名称を変更するため、本条例を改正しました。

を行うため、本条例を改正しました。

●石井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
本条例について字句の整理を行うため、本条例を改正しました。

●石井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
本条例について字句の整理を行うため、本条例を改正しました。

●石井町指定地域密着型サービス事業者等の指定の条件に関する条例の一部を改正する条例について
石井町指定居宅介護支援等の事業者の指定に関し必要な事項を定める条例（平成30年石井町条例第14号）に規定する内容について、本条例において規定するため、改正しました。

●石井町清掃センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
受益者負担の適正化を図るため、ごみ処理手数料の額を

見直すとともに、消費税率の改定に合わせて手数料に消費税等相当額を反映させるため、本条例を改正しました。

●石井町立学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
石井幼稚園の新園舎の完成に伴い、石井幼稚園の位置を変更するため、本条例を改正しました。

●石井町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
国民健康保険制度の県単位化に伴い、被保険者の医療費にかかる費用は国民健康保険事業費納付金として県に納付することとされたため、基金を処分することができ理由について変更するため、本条例を改正しました。

●石井町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、消費税率及び地方消費税率が改められるため、水道料金等を改定するため、本条例を改正しました。

●石井町水道事業布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督

者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について
学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、専門職大学が新設されるため、布設工事監督者及び水道技術管理者となることができ者の資格要件について専門職大学に関する規定を追加するため、本条例を改正しました。

●石井町教育委員会委員任命の同意について
石井町教育委員会委員、平岡弘章氏が平成31年3月31日をもって辞任することに伴い、その後任として高橋勝也氏（平島）を推薦することが、同意されました。

人 事

●人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員、吉岡伯明氏の任期が平成31年6月30日に満了することに伴い、その後任委員として同氏を推薦することが、同意されました。

●人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員、武知至康氏の任期が平成31年6月30日に満了することに伴い、その後

任委員として同氏を推薦することが、同意されました。

町政の概要

平成31年第1回定例町議会において、町長が当面する町政の重要課題について所信を述べました。要旨は、次のとおりです。

第五次石井町総合発展計画の策定について

石井町が目指すべき将来ビジョンと、その実現に向けた施策の方針を明確化し、計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進するための総合的指針として、2011年度から10年計画として策定いたしました。第四次石井町総合発展計画の計画期間が2020年度をもって終了いたします。総合発展計画については、まちづくりの基本理念並びに将来ビジョンの方向性を示す「基本構想」と、これを実現するための具体的施策の方針を、計画期間中における検証と調整を加えて定める五年ごとの「基本計画」からなります。

現在石井町では、第四次後期計画といたしまして「太陽と緑の環境都市 いしい」を将来ビジョンに、「支え合い育て合う、人の輝くまちづくり」

り」「環境を考え、暮らしを快適にするまちづくり」及び「住民が主役の活力あふれるまちづくり」の三つの基本目標を掲げて、その実現に向けた施策に取り組んでいます。第四次計画が策定された10年前からでは、人口構造や経済などの社会情勢や、価値観やライフスタイル等の変化、多様化が進んでいます。

これらに対応した今後10年で石井町が目指すべき将来ビジョンを明らかにし、これを実現する新たな計画として第五次石井町総合発展計画の策定を行いたいと考えています。

幼児教育・保育の無償化

この改正法案は、幼稚園や保育所、認定こども園等の実費徴収分を除く保育料について、3歳児から5歳児は原則無償化し、2歳以下の児童については住民税非課税世帯に限定して無償化しようとするものです。

この法改正が成立すれば2019年10月から無償化が実施され、2020年度以降にあっては市町村にも無償化に係る財政負担が求められます。本町としましては、これまで実施してきた多子世帯における第2子以降の保育料軽

減を継続しながら、この新たな無償化を実現する必要があるため、今後において、その財源確保に努めてまいります。

■第2期石井町子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うアンケート調査

子育て支援の在り方を定めた、現行の石井町子ども・子育て支援事業計画は、策定から5年が経過するため、国の指針に基づく見直しを行い、新たに2020年度から5年を事業期間とした第2期石井町子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。

この計画策定に伴うニーズ調査として、小学校6年生以下のお子さんがいらっしゃる世帯を対象に、教育・保育サービスの利用希望や、子育て支援に関するご意見についてのアンケート調査を実施しましたところ、調査対象世帯の約46パーセントの方々にご回答をいただくことが出来ました。

■外国語(英語)活動

小学校では、2020年度から新学習指導要領が全面实施となり英語教育の教科化・早期化が図られます。今年度から先行実施で、5・6年生は70時間、3・4年生35時間

で実施します。幼稚園の年長(週1時間程度)から英語指導員の先生とふれあい外国の文化に親しんでいるため、小学校外国語教育にスムーズに接続が図れるよう小学校1・2年生においても、20時間程度の時間を確保したいと考えています。そして「外国語や外国の文化に親しみ、英語力を身につけ、自分の将来や石井町の未来に生かそうとする子どもを育てる」ことを目標

に幼・小・中と連携し切れ目のない英語教育を実施する予定です。また、そのことにより、土曜授業につきましては、土曜日ならではの学校行事や集会活動などにあて、年間3回の実施とします。

■学びの架け橋プロジェクト

「小一プロブレム」、「中一ギャップ」等が指摘されるなか、長期にわたる研修や継続的な相互交流を行うなど、幼・小・中の教職員が連携に努めることにより、それぞれの校種において幼児児童生徒の実態や指導の仕方等の違いを体験的に理解すると共に、円滑な接続についての研究を昨年度より2か年の事業で実施しています。

前年度の成果と課題から改

善を加え研究実践を行い、2年間の研究のまとめと得られた成果や手法等を広く町内の幼稚園、小学校、中学校に知らせ、町全体で教育への円滑な接続を目指していきます。

■小中学校におけるICTの環境整備

平成29年3月に新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が公示され、ICT環境整備について、「各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な整備を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」が明記されるとともに小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど積極的にICTを活用することが想定され、石井町においても計画的に整備をしていきたいと考えています。

■新給食センター

新給食センターの設計業務を基本的に終え、建築確認等の各種届出を行い2月末に実施設計書等の報告を受けました。鋼鉄ボルト等が高値でかつ品不足の為、納期も不明な状態が続いているようです。それに伴い建築物価等すべてにおいて高騰し、また、人件費を含めあらゆる建築単価上昇が続

いています。建築には高額な予算が必要となりますので、国への陳情の際に、国会議員を通じて要望書を提出し補助の獲得に向け活動を行っています。

また、新給食センターでは調理員の増員が必須であることから民間委託し調理業務を行う計画であり、スムーズに移管出来るためにも委託期間を前倒しでも可能となるように準備を進めています。

■空き家対策について

空き家の適正な維持管理と、利活用の推進による住環境の保全及び定住・移住の促進を図るため、平成28年度に石井町空き家等対策計画を策定し、これに基づく事業の実施に着手し、3年が経過しようとしています。

これまで、空き家実態調査、家屋所有者への意向調査及び空き家バンク開設といったソフト事業や、老朽危険空き家除却支援事業、生活体験施設への空き家リノベーションなどのハード事業等に取り組んできました。成果としては、今年度から本格的な制度運用がスタートした空き家バンクについては1件の成約や、老朽危険空き家の除却支援についてもこの3年間で6件の危

険空き家を除却することができました。

■エンディングノート

終活の一つとしてエンディングノートがありますが、終活自体に心理的な抵抗をもたれる方が多いのが現状です。しかし、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、入院や介護、認知症等への対応を想定した、いざというときの支援のため必要最小限の事項をまとめたノートが必要で。そこで、石井町生活支援体制整備事業「石井町あるでないで会議」のメンバーの意見を参考に、現在ノートの案を作成しています。1,000部印刷し、希望者に配付したいと考えています。

■防災対策事業

1月20日、石井中学校を会場とし「石井町防災訓練」を住民参加型の「避難所運営訓練」として実施しました。住民の皆様が、避難所の開設、避難者の受入れ、避難所運営の初期対応など、初めての取り組みとして、町内自主防災会の皆様、名西郡医師会、石井町防災士会、日赤奉仕団など178名の皆様に避難所運営に参加していただきました。

避難所運営本部の総務班や、施設管理班、避難者管理班、食料・物資班など様々な役割で、それぞれ避難所運営の課題を持ち、各班が連携した運営訓練を行い、避難所運営における様々な問題に対応いただきました。

各地区自主防災会役員の皆様を始め、関係者の皆様にはお忙しい中、事前打ち合わせ説明会から、積極的にご協力いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

防災訓練には500名を超える皆様に避難者としてご参加いただきました。参加された皆様には、避難所開設までの時間、寒い中お待ちいただくなど、大変ご迷惑をおかけしました。体育館内においても、避難者の皆様に参加していただけるような訓練メニューが提供できたのではないかと思います。「避難所運営訓練」は、初めての取り組みで訓練に参加した町職員も貴重な経験を得ることができましたが、運営方法など至らない点も多々あったと思います。来年度の防災訓練には、このたびの反省点を生かし、より効果的で住民の皆様にも「参加して良かった」

と思われる防災訓練を実施できるような、努力したいと考えています。

■耐震化事業

平成30年度は、住まいの耐震診断40件、補強計画22件、耐震改修12件、安心安全リフォーム1件、耐震シェルター2件、住み替え除却2件の事業実績となっております。耐震改修件数は前年に比べ増加しており、耐震化についての事前相談件数も多くなっています。

昨年も、6月に発生した「大阪府北部地震」や9月の「北海道胆振東部地震」など、大規模な地震が発生しており、家屋の耐震化に対する意識が高まっているものと思います。来年度の耐震化事業ですが、耐震診断や補強計画の無償化をはじめ、耐震改修工事への上限130万円補助や、耐震シェルター設置補助など各種耐震化事業を実施し、住まいの耐震化を支援していきます。

■ブロック塀等撤去事業

「大阪府北部地震」の教訓から、石井町では県内でもいち早く「ブロック塀等撤去支援事業」を実施しました。平成30年度の申請件数は15件です。平成31年度については、

新設される国の補助制度を活用して実施します。

また、新たな事業として、ブロック塀撤去に伴う建替え支援制度を実施します。除却に伴う新設フェンス等について、上限26万6千円の補助制度を実施し、危険なブロック塀の撤去を支援します。

■インフラ整備事業

八坂橋の架け替え工事である町道高川原33号線改良事業ですが、現在、護岸工事について年度内竣工を目指し施工中です。橋の上部工についても発注済みですが、平成31年度への予算繰越を本議会に上程しています。通行止めによりご不便をおかけしています。予定しており、暫定的に歩行者及び農耕車などの小型車については通行ができるようにしたいと考えています。また、残りの護岸工事と取り合い道路工事については、平成31年度中の完成を見込んでいます。

次に、石井50号線改良事業ですが、国の補助金の交付額が不十分であり、平成30年度は事業実施ができませんでしたが、平成31年度は十分な補助金の交付をしていただき、農大跡地区間について完成さ

せたいと考えています。

■都市計画

徳島県が本町を含む東部都市計画区域マスタープランの改定を行ったことを踏まえ、平成23年2月に策定した石井町都市計画マスタープランの改定を行うものです。次に、都市計画図等作成事業を予定

しています。これは、公的機関の追加、位置の変更、開発等により増加した宅地などについて、平成24年2月に作成した現在の都市計画図を現状に合うよう修正・更新を行うものです。また、都市公園長寿命化計画事業を予定しています。この事業は、都市公園の老朽化対策について、ライフサイクルコストの低減に配慮した維持管理、及び更新を進めるべく飯尾川公園・前山公園をはじめとした都市公園の長寿命化計画の策定を行うものです。

■ごみ処理施設の広域整備

徳島市では、平成31年度以降の国庫補助金を受けるための「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、関係6市町長の連名で環境省に、また、「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」を県に、それぞ

れ提出しました。並行して、徳島市が整備するごみ処理施設に関し、関係する6市町で、事務レベルでの検討を重ねていますが、徳島市に対し、石井町の意向を少しでも反映していただけるよう、引き続き、要望していきます。

■社会体育関係

第65回徳島駅伝が1月3日から開催され4日穴喰をスタートし6日ゴール幸町新聞放送会館別館前までの3日、沿道の応援を背に受け、阿波路を駆け抜け、名西郡選手団におきましては18年ぶりとなる、5位入賞というすばらしい成績を残すことができました。

また、この夏(7月29～8月1日)には日独スポーツ少年団同時交流事業があり、本町としてもドイツの中学生10人、指導者1人の計11人の受け入れ体制を整えなければなりません。受け入れ家族とのコミュニケーションを深め、日本の文化や考え方を知る機会を提供するために民泊対応となります。ホストファミリーとして今後、協力をお願いします。よるしくお願います。

■文化財関係

武知家住宅が国指定重要文

化財の内定を受け、昨年12月25日官報(号外第284号)告示により正式に決定しました。今後、2カ年において文化財建造物保存技術協会に現地確認を行っていただき、修理を含む保存活用計画を作成する予定です。

山ノ神古墳群については平成30年度において、すべての発掘作業が完了し、現在調査報告書の作成に取りかかっているところです。

また、阿波国分尼寺跡の整備事業ですが、平成30年度においては、講堂跡基壇の盛土及び法面自然色舗装等の復元を主に行いました。平成31年度においては、上面の柱位置表示整備を予定しています。

■農業振興関係

徳島県版特区「次世代育成・6次産業集積特区」に認定され、いしいの藤色野菜のブランド化をテーマに平成30年度も継続して事業に取り組みできました。昨年に引き続き地元情報誌とのタイアップにより見開き2ページにわたり、冬に出会える高品質野菜として「いしいの藤やさい」を紹介するとともに、石井町内2ヶ所の飲食店で藤やさいを使ったレシピを開発し、1

月25日から2月10日の期間限定でお客様に提供し、「いしいの藤やさい」のPRを行いました。県の財政支援である「とくしま回帰」加速強化交付金の事業期間が今年度で終了することに伴い、平成31年度からは新たに「石井町農産物ブランド化推進支援事業」を創設し、藤やさいの販路開拓、石井町農産物の知名度向上、農業振興に努めてまいります。

■地積調査事業

藍畑地区は、高畑の一部と第十の調査を残しており、継続して調査を実施してまいります。

■商工関係

商工会による伴走型小規模事業者支援推進事業として昨年に引き続き、全国ふるさと観光物産展を尼崎市にて3日間、町内の5事業者が出展しました。また地方銀行フードセクション食品の商談会では、東京ビッグサイトにて2日間、町内の3事業者が出展し、各社とも6〜10件の商談、引き合い件数があったと聞いています。これ以外にも、商工会では県内外で石井町特産品の販売、展示はもとより、観光、ふるさと納税と幅広く本町をPRしているところで

す。また、石井町の自慢の逸品を全国に向けて発信するため、昨年からは本町の地場産品を「いしいブランド」として認定しています。1月31日には、第2回審査会を開催、新たに11商品を認定し、合計48の商品を認定しています。「いしい生まれ」「いしい育ち」の「いしいブランド」も活用し、今後も石井町商工会と連携のうえ、地場産業の振興と地域経済の活性化に繋げていきます。

■町税

平成30年度町税など普通徴収の通常納期限が、2月28日をもって、全て終了しました。納期内納付にご協力をいただいた、大多数の皆様にお礼申し上げます。

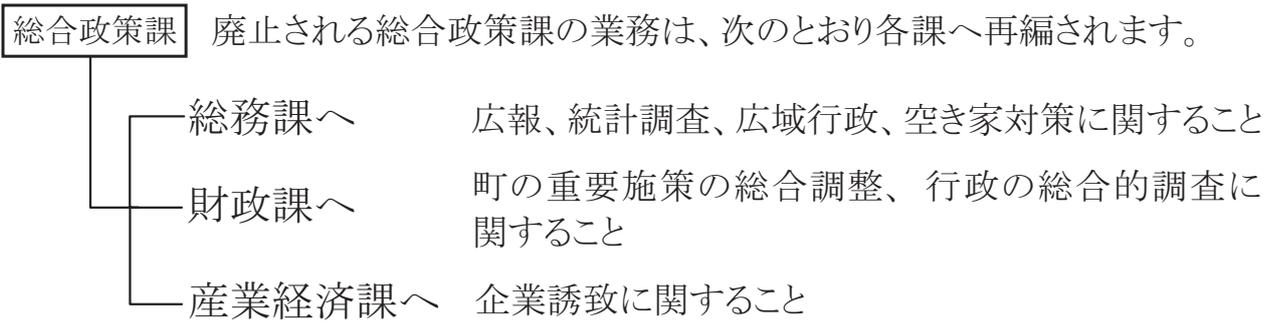
町税などの納付は自主納付が原則です。納期内に納めていただけない方がいると、督促の発送など多額の経費もかかるうえ、納期内に納付をしていただいている方との間で負担の公平さを欠くこととなります。お支払いが、まだお済みでない方は、早急に納付をお願いします。納付書を無くされている場合は、税務課で再発行しますのでご連絡ください。

令和元年6月1日から、**課の再編を行います**

名称の変更

防災対策課 → **危機管理課**

課の廃止



令和元年、 新しい時代の幕開けとともに



石井町長 小林 智仁

この度、住民の皆様方のご信任を賜り、石井町長として二期目の任期をいただきました小林智仁でございます。

選挙期間中は、住民の皆様方から心温まるご支援とお力添えをいただき、心から厚く御礼申し上げますとともに、お寄せいただいた多大なるご期待に改めて、身が引き締まる思いでございます。しかし一方では、四年間の行政運営に対し、ご批判の声も頂戴いたしました。そうしたお声を真摯に受け止め、今後四年間も謙虚さを忘れることなく、地道に真つ直ぐに全力で行政運営を行い、結果を出してまいります。

時代は平成から令和へ。新しい時代の幕が開きました。日々進化するIT技術や高度情報化社会など、これまでの常識がまったく通用しない時代において必要なのは、前例にとらわれることなく絶えず挑戦を行っていくことです。しかし、その根幹

には、住民福祉の向上という原点があるのを忘れてはなりません。

少子高齢化、人口減少、昭和の時代に建築された老朽化が進む公共施設や道路といったインフラの再整備など、生活に直結する守りを固めながら、時代に順応した攻めの施策も展開していかなければなりません。

加えて、南海トラフ巨大地震や中央構造線、上浦―西月ノ宮断層をはじめとする地震災害の備えや、毎年のように水害をもたらす内水被害の改善、子どもたちの可能性を制限している不公平な学区制の見直しなど、今やらなければならぬ課題も山積しています。

閉塞感から開放感へ。新時代の幕開けとともにワクワクするようなまちづくりを、住民の皆様方や議会・職員と力を合わせ、オール石井町で築き上げてまいります所存でございます。今後四年間、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



当を受給できるかどうかを確認するためのもので、忘れずに手続きをお願いします。現況届を提出しないと、手当の支給が止まってしまうのでご注意ください。

なお、公務員の方は勤務先での手続きとなりますので、ご確認ください。

問 子育て支援課 ☎ 674-1623

軽自動車税（平成31年度分）の減免申請等について

軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。申請に必要な書類等については、納税通知書同封の文書または石井町ホームページをご確認ください。

申請期間は、5月1日（水）～5月24日（金）です。（土・日・祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時15分）

期限を過ぎてからの申請は受付できませんので、ご注意ください。

なお、納期限は、5月31日（金）です。納期内納付にご協力ください。

問 税務課 ☎ 674-1115

広げよう 地域に根ざした 思いやり

5月12日～18日は、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」です。

民生・児童委員は、関係機関の相談窓口となり地域の皆様のご相談に応じます。一人で悩まずに、お気軽にお近くの民生・児童委員にご相談ください。担当の民生・児童委員をご存知ない場合は、福祉生活課（☎ 674-1116）までお問い合わせください。

高川原福祉会館だより

	職業相談	人権相談
日 程	5月16日(木) 7月18日(木)	6月3日(月) 場所 石井町役場 7月12日(金)
時 間	午後1時半～3時半	午後1時～4時
相談員	ハローワーク職員	石井町人権擁護委員
「成年後見」無料相談		
日 程	5月28日(火)・6月25日(火)	
時 間	午後3時～午後5時	
相談員	行政書士(コスモス成年後見サポートセンター)	
場 所	高川原福祉会館・多目的室 ☎674-0403	

工業統計調査実施のお知らせ

経済産業省は、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に統計法に基づく基幹統計調査として「工業統計調査」を実施しております。

2019年工業統計調査は、6月1日現在で実施いたします。調査は5月から6月にかけて行いますので、調査へのご回答をよろしくお願いいたします。

経済センサス-基礎調査のお知らせ

総務省統計局・徳島県・石井町では、「経済センサス-基礎調査」を実施します。

この調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が全国すべての事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いいたします。

水道課からのお知らせ

水道メーターは、計量法で8年間の有効期限が定められています。水道課では、検査満了に伴い、水道メーターを次のとおり交換いたします。身分証を携帯した委託業者が、宅地内に入り作業を行いますのでご迷惑をおかけいたしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、水道メーターの交換で費用を頂くことはありません。

期 間 令和元年8月31日まで
委託業者 (株)アモウ

☎ 674-3828

☎ 090-3188-9845

問 水道課 ☎ 674-1141

自動車税の納期について

自動車税（平成31年度分）の納期限は5月31日（金）です。

自動車税は、納税通知書の裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等で納付できます。



問 東部県税局自動車税庁舎

☎ 641-2323

ふるさと納税で 石井町を応援してください

石井町では、町外にお住まいの「石井町を応援したい」と思っている方からの寄附金を募集しています。ぜひ、「ふるさと納税は石井町へ」とPRをお願いします。ふるさと納税は、寄附をすることで所得税とお住まいの市町村の住民税から一定の控除を受けることができます。

ふるさと納税の仕組み、寄附金の使い道や寄附金申込書のダウンロードなど詳しくは、石井町ホームページ (<https://www.town.ishii.lg.jp/>) をご覧ください。

問 総務課 ☎ 674-1111

犬のフンは持ち帰りましょう

放置された犬のフンに、多くの方が迷惑しています。犬のフンを始末することは、飼い主の最低限のマナーです。フンは必ず持ち帰りましょう。また、持ち帰ったフンは、燃やせるごみに分別しましょう。



- ① 新聞紙に包む
- ② レジ袋等の小袋に入れる
- ③ 燃やせるごみの日に指定袋に入れて出す

問 福祉生活課 ☎ 674-1116

刑事裁判の傍聴をしてみませんか

裁判所のなかで実際に刑事裁判の傍聴をしてみませんか。裁判終了後に、裁判官が皆様からの質問等にお答えします。

日 時 6月28日（金）など

問 参加希望の方は、徳島地方裁判所・総務課庶務係 ☎ 603-0111 までご連絡ください。

「お知らせ」は、こちらからお読みください



催し

みらいフェスタinいしい

日時 5月19日(日) 午前10時~午後2時
場所 OKいしいパーク(飯尾川公園)
対象 乳幼児、小学生など
内容 ダンス、あそびのひろば、模擬店、子育て相談コーナー、お仕事体験など
主催 石井町はぐくみ子育て応援団
石井町社会福祉協議会・石井町ボランティアセンター
☎ 637-4333

マラソン挑戦講座

いしいスポーツクラブでは、地域の皆様に健康で楽しい日々を過ごしていただくため、「マラソン挑戦講座」を開催します。テレビ解説者でおなじみの金哲彦さんに年4回講師をお願いしています。

第1回 6月16日(日) 午前10時~(年間39回実施予定)
場所 OKいしいパーク(飯尾川公園)
参加者 町内外問わずどなたでも
参加費 有料
しいスポーツクラブ
☎ 674-3081

石井町人権啓発講座「みらい」開催

Table with 3 columns: 日程, 内容. Rows include dates like 7月23日(火) and topics like 人権講演会.

※講師の都合により、急きょ内容等が変更されることがあります。

受講者 町内にお住まいの方または勤務されている方
参加費 無料
時間 午後1時30分~午後4時30分
場所 高川原福祉会館ほか
問 受講を希望される方は、石井町教育委員会社会教育課 ☎ 674-7505 または、高川原福祉会館 ☎ 674-0403 まで

募集

徳島ファミリー・サポート・センター出張説明・登録会

徳島ファミリー・サポート・センターは、「子育ての応援をしてほしい」と思う方、「少しは子育ての応援ができる」と思う方が会員登録をし、子育ての相互援助を有料で行うところです。(会員登録は無料です。)

●出張説明・登録会を開催します
日時 5月19日(日) 午前10時~午後2時
場所 OKいしいパーク(飯尾川公園)みらいフェスタinいしい会場内にて
◎印鑑をお持ちください。
問 徳島ファミリー・サポート・センター ☎ 611-1551 または、子育て支援課 ☎ 674-1623

求職者支援制度をご存じですか

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の皆様を対象に、職業訓練(介護関係・パソコン関係・医療調剤事務など)を通じて、早期就職を支援する制度です。徳島公共職業安定所では、求職者支援訓練の受講に関する説明会を次のとおり開催します。ぜひご参加ください。(事前予約不要)

●「求職者支援訓練受講説明会」の開催日時
6月5日(水)10時~11時40分
6月19日(水)10時~11時40分
7月3日(水)10時~11時40分
7月17日(水)10時~11時40分
上記の説明会は、6月以降開講のコースの説明になります。
問 徳島公共職業安定所(徳島市出来島本町1丁目5番地) ☎ 622-6374

第40回青少年国際交流キャンプ参加者募集

富士山麓の自然豊かなキャンプ場で、全国から集まる青少年(日本人・外国人)が、野外活動を共にしながら友情を深め、様々な体験を通して、「新しい仲間との出会い」の楽しさや、友達と協力し助け合う大切さを学ぶことを目的としています。

期間 7月30日(火)~8月3日(土)4泊5日
場所 静岡県立朝霧野外活動センター
対象 小学3年生~6年生
内容 富士登山・テント生活体験・野外炊飯体験・ワイドゲーム・星空観察など
申込締切 7月5日(金)
問 詳しくは、公益財団法人国際青少年研修協会 ☎ 03-6417-9721 まで

夏休み海外研修交流参加者募集

日程 7月26日(金)~8月20日(火)
対象 小学3年生~高校3年生
参加費 36~65万円
内容 ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など
申込締切 5月24日(金)及び6月7日(金)

問 詳しくは、公益財団法人国際青少年研修協会 ☎ 03-6417-9721 まで

暮らし

健康相談・体操教室

日時 5月16日(木) 6月20日(木) 7月18日(木)
健康相談(要予約) 午後1時~午後3時
体操教室 午後3時~午後4時
場所 保健センター

対象 町内在住の40歳以上の方
参加費 無料
問 保健センター ☎ 674-0001

児童手当・特例給付現況届について

児童手当・特例給付の全受給者を対象として6月上旬に案内文を送付します。現況届は引き続き手

あなたの空き家を活用しませんか？

石井町空き家バンク制度のご案内

石井町では、空き家を有効に活用していただくため、石井町空き家バンクを設置しています。石井町空き家バンクでは、現在ご所有の空き家を「売りたい」「貸したい」方が、専用のインターネットサイトに物件情報を登録し、全国の空き家を「買いたい」「借りたい」人々に情報公開しています。

【空き家バンクのご利用方法】

Step1 ステップ1：登録希望物件の調査

- 登録希望の方は、まず役場（総合政策課）までご相談ください。
- 原則として居住可能な空き家が対象となります。
- 空き家判定士（建築士）が、登録希望物件の間取り図作成や傷みの調査などをおこないます。



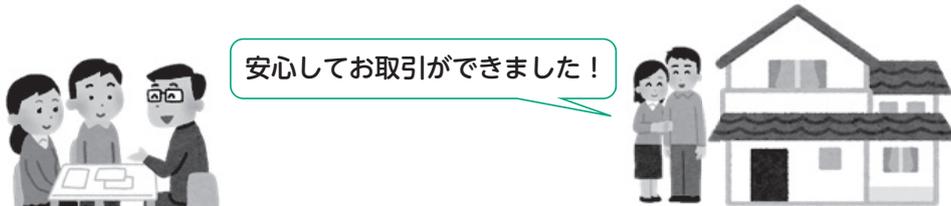
Step2 ステップ2：空き家バンクへの登録

- 調査結果をもとに、空き家を石井町空き家バンクに登録します。
- 登録した空き家は、インターネットを介して、全国の空き家を探している方が閲覧します。



Step3 ステップ3：マッチング及び契約の締結

- 空き家の所有者と利用希望者との間には、専属の宅地建物取引士が入り、両者からの相談や、契約の締結までお手伝いするため、とても安心です。



石井町空き家バンクに関するお問い合わせはこちらまで
 石井町総合政策課 ☎ 088-674-7503(平日午前8時30分～午後5時15分まで)
 石井町空き家バンク インターネットサイト URL (アットホーム版)
<https://ishii-t36341.akiya-athome.jp>

【後期高齢者医療制度】

保険料の お知らせ



保険料率は2年ごとの改定を行うこととなっており、平成31年度は、平成30年度と同じ保険料率になっております。

なお、被保険者均等割額の軽減について、制度の見直しや政令改正により、改定を行っておりますので、ご確認ください。被保険者一人一人に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	8割
33万円以下	8.5割
33万円+(28万円×被保険者数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者数)以下	2割

被保険者均等割額

52,913 円(被保険者全員が等しく負担)

所得割額{(総所得金額等-33万円)×所得割率 10.34%}
(被保険者が所得に応じて負担)

保険料の年額の上限は62万円です。

【軽減特例の見直し】左表「均等割額の軽減割合」9割→8割
【軽減対象の拡充】左表「世帯の所得額の合計」欄中
軽減割合5割について 27万5千円→28万円
軽減割合2割について 50万円→51万円

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

均等割額	所得割額
5割軽減(後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間)	負担なし

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者となっていた方が対象となります。

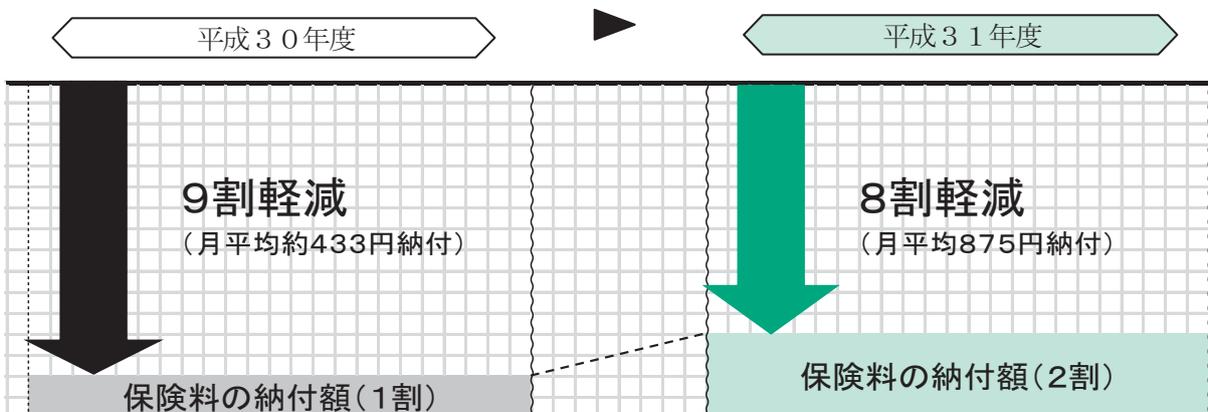
平成31年度から均等割額の軽減される期間は後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間となります。

なお、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方は、いずれか大きい方の額が軽減されます。

75歳以上^(※)で医療保険料の均等割9割軽減の皆様へ

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。

(例) 年金収入80万円以下の方



○医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

※年度は賦課期日(4月1日)の元号で表記しています。

石井町がインターネットを使ってクレジットカードで 24時間いつでも 納付できます!!

ご利用方法

納税通知書(納付書)とクレジットカードを手元に用意し、スマートフォン、タブレット端末等から石井町ホームページにアクセスしてください。フィーチャーフォン(ガラケー)ではご利用いただけません。

石井町ホームページ URL

<https://www.town.ishii.lg.jp/docs/2019020700027>

検索エンジンからアクセス

石井町 クレジット

検索



QRコードでアクセス
QRコードを読み取り
アクセスしてください

① 納付税目選択
② 納付情報照会
③ 支払情報入力
④ 納付完了

「石井町税納付サイト」へアクセスし【同意して次へ進む】をクリックします。
次画面で納付する税目を選択してクリックします。

「納付番号」「確認番号」※1を入力し、【次へ】をクリックすると納付情報が表示されますので確認のうえ【次へ】をクリックします。

クレジットカード情報を入力し【次へ】をクリックします。メールアドレスを入力いただいた場合は、決済完了後、納付手続き完了メールを送信します。※2

最後に納付内容確認画面が表示されますので、確認し【納付手続実行】をクリックします。これで納付手続きは完了です。

※1 納税通知書(納付書)に記載されている「納付番号」「確認番号」をそのまま入力してください。ハイフンは省略し、「0」は省略しないでください。「納付番号」「確認番号」が記載されていない納税通知書(納付書)では、クレジットカードでの納付はできませんので、役場または金融機関の窓口で納付してください。

※2 メールアドレスを入力しない場合は、納付受付完了画面を印刷し、記録として残しておくことをおすすめします。なお、納付手続完了メールや納付手続完了画面を印刷したものは、あくまで納付手続きが完了したことを記録するものであり、領収証書の代わりになるものではありません。

システム利用料について

納付金額に応じて、次のシステム利用料が別途必要です。
※ システム利用料は、石井町の収入ではありません。

納付金額	システム利用料 (税抜)
1円～10,000円	100円
10,001円～20,000円	200円
20,001円～30,000円	300円
30,001円～40,000円	400円
40,001円～50,000円	500円
以降納付金額が10,000円増えるごとに、100円(税抜)加算されます。	

注意事項

- ・ 石井町から領収証書は発行しません。領収証書が必要な方はクレジットカード以外の納付方法をご利用ください。
- ・ フィーチャーフォン(ガラケー)からのご利用はできません。
- ・ 納付内容はカード会社が発行する利用明細等でご確認ください。
- ・ 軽自動車税については、納税証明書発行に時間が掛かることから、車検が間近の方は納付書による納付をお勧めします。
- ・ コンビニエンスストア等での、クレジットカードによる納付はできません。
- ・ 納付書記載の納期限を過ぎた場合はクレジットカードでの納付はできません。
- ・ スマートフォン、タブレット端末等のインターネット接続費用やパケット代は利用者負担になります。

問 税務課 ☎674-1115

高齢者外出支援事業のおしらせ



自家用自動車を保有せず、公共交通や他者の力なくしては外出のできない高齢者がバス、タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

バス、タクシー券を交付することで、高齢者の外出を支援し、高齢者の生活範囲の拡大と社会参加を促進し高齢者福祉の向上を図ることを目的としています。

●対象者

1. 石井町に住民票をお持ちの方で、現在実際に石井町にお住まいの方。
 2. 平成31年4月1日現在で75歳以上になられており、住民票上の同世帯の方も75歳以上の高齢者のみの世帯の方。
 3. 対象者本人及び世帯員全ての方が自家用車を所持しておらず、運転できない方。
- ※上記1、2、3全てを満たす方に助成券を配布いたしますが、それ以外の方でも、特別な事情があれば助成券をお渡しできる場合があります。

●申請方法

下記のものを持って長寿社会課で申請してください。

- 印鑑
 - 本人確認書類（免許証・マイナンバーカード各種保険証等）
- ※申請期間 令和元年5月31日まで
 ※混雑が予想されるため日ごとに地区別に受け付けます。
 詳細はHP及びお問い合わせによりご確認ください。



●助成内容

対象者1人につきバス、タクシー用助成券12枚つづりを交付（右の協力機関利用時のみ使用可）

- バス用助成券……………1枚100円
 - タクシー用助成券……………1枚300円
- 有効期限 令和元年6月1日～令和2年5月31日

協力機関

- 徳島バス（株）
- 宝タクシー（株）
- グリーン交通（株）
- まよ観光タクシー（有）

重要

1. 釣銭は出ません。
2. 1回で2枚まで使用できます。
3. 介護保険サービス等、他のサービスに該当する場合は使用できません。
4. 助成券の利用は、交付を受けた本人に限ります。（他人へ譲渡や貸与はできません）
5. 助成券は、再交付できません。



令和元年度 後期高齢者医療制度の健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

『健康診査受診券』が届いた方は、必ず受診しましょう。

健康診査の対象者

1 生活習慣病と診断されていない方 ※申込み不要

(ただし、長期入院されている方や施設入所等されている方は除く)

長期入院、施設入所者等及び生活習慣病と診断された方は、既に健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査の対象者から除いています。

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化があります。

2 今年1月から9月までの新規加入者(75歳になった方など) ※申込み不要

10月1日以降の75歳になる方(後期高齢者医療に加入予定の方)は、今年度は当制度の健康診査は受けられないため、9月末までに加入前の健康保険(国保など)の特定健診を受診してください。

3 受診券が届かなかった方のうち健診を受診されたい方 ※申込み要

申込受付期間：6月中旬から12月中旬まで

申込み場所：石井町役場 長寿社会課に備付けの健康診査申込書でお申込みください。

受診券送付時期

- 第1回 6月中旬 (1月1日から4月30日までの新規加入者を含む)
- 第2回 7月下旬 (5月1日から6月30日までの新規加入者を含む)
- 第3回 8月下旬 (7月1日から7月31日までの新規加入者を含む)
- 第4回 10月初旬 (8月1日から9月30日までの新規加入者を含む)
- 第5回以降 11月初旬、12月初旬

健診項目

身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

予約先

受診する医療機関に事前予約が必要

受診期間

受診券を受け取られたときから令和元年12月末日まで

自己負担金

無料

詳しくは、徳島県後期高齢者医療広域連合事務局
事業課(徳島市川内町平石若松78番地1)
☎ 677-3666 または、長寿社会課 ☎ 674-6111

国民健康保険税

(平成31年度分)のお知らせ

国民健康保険税(平成31年度分)は、国の税制改正により、課税限度額について医療分が増額改定となっております。

なお、税率の変更はありません。

【平成30年度】

医療分	58万円
支援分	19万円
介護分	16万円
計	93万円



【平成31年度】

医療分	61万円
支援分	19万円
介護分	16万円
計	96万円

※年度は賦課期日(4月1日)の元号で表記しています。

税務課 ☎ 674-1115

病児保育の広域利用のご案内

小学校を卒業するまでのお子様ที่病氣中や病氣の回復期にあつて、かつ保護者が就労している等の理由により家庭で保育ができないときに、お子様を一時的に預かる「病児保育事業」を実施しています。

■対象者 徳島市、小松島市、石井町、勝浦町、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町にお住まいの、小学校を卒業するまでのお子様

■実施施設 ※お住まいの市町村に関係なく、どの実施施設でも利用することができます。
徳島赤十字乳児院については、乳児・幼児のみ利用可能です。

施設名・所在地・電話番号			利用できる日時
藤岡小児クリニック	徳島市昭和町8丁目66	☎(088)622-0012	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び8月12日～8月15日、12月29日～1月3日は除く。
田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町3丁目3-41	☎(088)633-2055	
愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路8-1	☎(088)635-2299	
えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲3丁目1-24	☎(088)664-8580	
ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野81-4	☎(088)678-5461	
末広ひなたクリニック	徳島市末広2丁目1-111	☎(088)624-8660	
徳島赤十字乳児院	小松島市中田町字新開2-2	☎(0885)32-0555	月曜日～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:30～16:30 ※日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除く。
伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井726-7	☎080-6391-9523	月曜日～土曜日 8:30～18:00 ※日曜日、祝日 及び年末年始は除く。
北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内19-1 ☎(088)697-2281(8:00～9:00) ☎(088)697-2221(9:00～)		月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日、休診日及び12月29日～1月3日は除く。
富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示 11-4	☎(088)678-2111	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～12:30(前日予約のみ) ※日曜日、祝日及び休診日は除く。

■利用料金 1人当たりの日額 1,800円

(お住まいの市町村における生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は900円)
※利用料は、父母及び同一世帯者の課税により算定します。課税状況が確認できない場合は、一旦1,800円をお支払いいただき、課税証明書の提出をもって払い戻しいたします。

■お問い合わせ先 各実施施設、または石井町役場子育て支援課 (☎674-1623) まで

地域子育て支援拠点事業のお知らせ

乳幼児のいる子育て中の保護者の交流や育児相談、子育てに関する講座や情報提供などを行っています。子育て中の方が集まることのできる憩いの場としてお気軽にご利用ください。皆様との出会いを楽しみにしています。

★こどもねっといしい子育てサロン (高川原130-1 石井中学校西隣)

■開催日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
土曜日(月1回) 午前10時～正午

☎635-5799

★さくら認定こども園 にじぐみ (高川原1254-1 高川原小学校前)

■開催日 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
土曜日 午前9時～正午

(土曜日は東側園庭のみ開放しています。)

☎675-0980



木造住宅耐震化に関する補助制度をご利用ください!

◆ 木造住宅の耐震診断申請受付

対 象	診断対象となる建物 (下記をすべて満たしていること)	診断費用	個人負担金 無料 (1戸当たり診断料40,000円を国・県・町で全額負担します)
①	石井町で現在居住している木造住宅	募集戸数	50戸(先着順)
②	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅	受付期間	12月27日まで(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
③	階数は地上3階建てまで		
④	在来軸組構法、伝統構法または枠組壁工法による木造住宅(併用住宅含む)		

◆ 木造住宅の耐震改修補助金交付申請受付

対 象	補助金の対象となる改修工事 (下記をすべて実施すること)	③ 分電盤タイプの感震ブレーカーの設置	
①	石井町が実施した耐震診断を受け、 <u>評点 1.0 未満「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅を、評点 1.0 以上「一応倒壊しない」に改修する工事</u>	補助金額	上限120万円(改修工事費の4/5以下) +10万円(感震ブレーカー設置費)
②	高さ 1.5 m以上の家具の固定	募集戸数	12戸(先着順)
		受付期間	11月29日まで(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

◆ 住まいの安全・安心なリフォーム補助金交付申請受付

対 象	補助金の対象となる耐震リフォーム工事 (④は必須、あわせて①～③のうち1つ以上を選択)	④ 高さ 1.5 m以上の家具の固定	
	石井町が実施した耐震診断を受け、 <u>評点 1.0 未満「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅を、</u>	⑤ ①～④にあわせて行うリフォーム	
①	評点 0.7 以上で改修前の評点以上に改修する工事	補助金額	上限 50 万円 (耐震リフォーム工事費の 4/5 以下)
②	耐震ベッドを設置する工事	募集戸数	2戸(先着順)
③	それらに相当する工事	受付期間	11月29日まで(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

◆ 木造住宅の住替え支援補助金交付申請受付

対 象	補助金の対象となる除却工事	補助金額	上限30万円(除却工事費の2/5以下)
①	昭和56年5月31日以前着工で現在居住する住宅	募集戸数	4戸(先着順)
②	町が実施した耐震診断で、 <u>評点0.7未満「倒壊する可能性が高い」と判定された木造住宅の全てを、住替えのために除却する工事</u>	受付期間	12月27日まで(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

◆ 木造住宅の耐震シェルター設置支援補助金交付申請受付

対 象	補助金の対象となる改修工事 (下記を全て満たしていること)	補助金の対象となる工事(下記を全て満たしていること)	
①	石井町で、現在居住している住宅	①	高さ 1.5 m以上の家具の固定
②	平成12年5月31日以前着工で現在居住している木造住宅	②	耐震シェルターを設置する工事
③	石井町が実施した耐震診断を受け、 <u>評点 1.0 未満「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅</u>	補助金額	上限80万円(改修工事費の4/5以下)
		募集戸数	2戸(先着順)
		受付期間	11月29日まで(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

※詳しい内容については、石井町防災対策課までお問い合わせください。

問 防災対策課 ☎674-1171



移動図書館車「ふじっこ2号」 町内各地を巡回します！

5月・6月の
巡回日程

雨天の場合は日程を変更することがあります。

巡回日	巡回場所	時 間	巡回日	巡回場所	時 間
5月9日 (木)	ファミリーマート浦庄店	10:00~11:00	5月10日 (金)	曾我団地集会所	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00
5月15日 (水)	石井小学校尼寺分校	10:00~11:00	5月16日 (木)	浦庄分館	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00
5月17日 (金)	藍畑分館	10:00~11:00	5月22日 (水)	高原小学校西駐車場 阿波食ミュージアム	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00
5月23日 (木)	石井町役場 あべ歯科医院駐車場 (竜王)	10:00~11:00	5月24日 (金)	フジグラン石井 高川原簡易郵便局	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00
6月6日 (木)	ファミリーマート浦庄店	10:00~11:00	6月7日 (金)	曾我団地集会所	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00
6月12日 (水)	石井小学校尼寺分校	10:00~11:00	6月13日 (木)	浦庄分館	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00
6月14日 (金)	藍畑分館	10:00~11:00	6月19日 (水)	高原小学校西駐車場 阿波食ミュージアム	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00
6月20日 (木)	石井町役場 あべ歯科医院駐車場 (竜王)	10:00~11:00	6月21日 (金)	フジグラン石井 高川原簡易郵便局	10:00~11:00
		14:00~15:00			14:00~15:00



貸出冊数は、移動図書館車と図書室合わせて10冊です。
図書室の貸出期間は14日です。

皆様のご利用
お待ちしております。



★ 1

利用できる方

- ◇住民票が町内にある方
- ◇通勤通学先が町内の方

ご利用上
の
お願い

★ 2

必要なもの

- ◇貸出カード
- ※初めての方は、その場で申請・発行できます。本人確認のため、免許証や保険証が必要です。

★ 3

本の返却

- ◇次の巡回日までにご返却ください。
- ※図書室や別の巡回地でも返却できます。

[空き家リフォーム促進事業費補助事業]

町内の施工業者を利用した空き家のリフォーム工事に補助金を交付します。(未着工のものに限る)

補助対象住宅 町内に存在する戸建ての住宅並びに併用住宅で、居住しなくなった日から6ヶ月以上経過した中古住宅

補助金額 補助対象工事費(税抜)の50%で、最高50万円

申込資格 工事完了後半年以内に、空き家に転居又は転入し、5年間以上空き家に居住し、適正に管理することを誓約できる方 / 空き家を現に取得又は借用している方 / 対象者及び世帯員に住民税等の滞納がない方

申込方法 事前に担当者にご連絡いただき、建設課窓口にて事前申込書に①住所、②氏名(ふりがな)、③電話番号、④補助対象物件の所在地、⑤補助対象予定工事費、⑥補助対象工事を行う町内業者名(住所)(電話番号)、⑦施工予定の詳細な内容、⑧売買契約及び賃貸借契約、使用貸借契約の日付をご記入いただきます。

申 込 先 石井町役場 建設課

申込期間 4月1日(月)～(先着順のため、予算の範囲内を定員とする)

[住まいのリフォーム応援事業助成制度]

町内の施工業者を利用した個人住宅のリフォーム工事に補助金を交付します。(未着工のものに限る)

補助対象 ① 施工業者が町内のものであり、工事費(税抜)20万円以上のもの(未着工のものに限る)
② 新たに多世帯同居を開始する者又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者

補助金額 (1) 対象①のみ満たす者 補助対象工事費(税抜)の20%で、最高20万円
(2) 対象①及び②を満たす者 補助対象工事費(税抜)の30%で、最高30万円

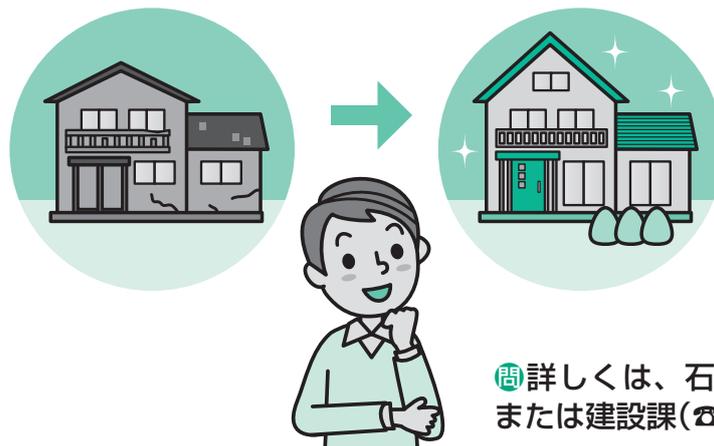
申込資格 石井町に住民登録をしている人で、引き続き1年以上居住している方 / 対象者及び世帯員に住民税等の滞納がない方 / 以前に類似の補助金制度を利用したことのない方

申込方法 往復はがきに①住所、②氏名(ふりがな)、③電話番号、④施工予定業者名(住所、電話番号)、⑤施工予定の詳細な内容、⑥予定工事費(税抜)、⑦多世帯同居を目的とするかどうか、を記入の上、建設課へ郵送してください。

申 込 先 〒779-3295 石井町高川原字高川原121番地1 石井町役場 建設課

募集期間 5月31日(金)まで [当日消印有効]

◎申込ハガキは、1世帯につき1通を厳守とします。申込者多数の場合は、公開抽選となります。



問 詳しくは、石井町ホームページ
または建設課(☎674-1117)まで



皆さんが毎日買っている様々な商品、それは「誰が」「どこで」「どのように」作ったのでしょうか？

その背景には、環境破壊、労働搾取や児童労働などの深刻な問題が潜んでいるかもしれません。

環境、人や社会、地域に配慮した商品やサービスを選択する「エシカル消費（倫理的消費）」は、私達や未来の子ども達に住みよい社会や環境の実現につながります。

エシカル消費とは

徳島県

「エシカル消費」とは、消費者それぞれが「環境」「人や社会」「地域」における社会的課題の解決を考慮しながら商品やサービスを選択したり、そうした社会的課題の解決に取り組んでいる事業者の商品を積極的に購入して応援すること

環境への配慮	人・社会への配慮	地域への配慮
<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入 ●自然エネルギーの利用 ●エコマーク付き商品等 ●有機農産物、国産材などを使用した商品 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある方が作った商品 ●寄付金付き商品 ●地域紛争や児童労働といった人権問題等の解決に寄与する商品 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●地産地消 ●地元商店での買い物 ●伝統文化を支える消費 ●被災地への応援消費 など
<p>環境への配慮について認証を受けた商品</p> <p>生物多様性を実現する減農薬・減肥料の畑で取れたレモンコンを消費</p>	<p>フェアトレード認証</p> <p>障がいのある方が作った商品</p> <p>開発途上国の生産者の持続的な生活向上を支える消費</p> <p>障がいの社会参加につながる消費</p>	<p>大谷焼</p> <p>藍染め</p> <p>伝統文化の継承に繋がる消費</p> <p>地産地消</p> <p>地域の活性化や輸送エネルギーの削減</p>

食品ロスの削減

エコバッグの使用

エコバッグの使用や、食品ロスの削減など、買った商品や資源を無駄なく使うこともエシカル消費です！

消費を通じて、持続可能なより良い社会づくりに貢献

石井町 子育て応援祝金支給制度

出産祝金及び入学支度金を支給することにより、子育てや教育に要する費用負担の軽減を図り、児童の健全な発育及び定住を促進します。

◆出産祝金

支給要件 出産時において母親が1年以上前から引き続き、石井町の住民基本台帳に記録されている方で、出産後も石井町に居住する意思を有すること。ただし、第1子については父親が石井町に1年以上居住しているときは、母親の石井町における居住期間の要件を適用しません。

支給額 第1子は3万円・第2子は5万円・第3子以降は10万円
※平成27年4月1日以降の出産児について適用

申請 出産日から起算して90日以内に申請をしてください。
申請に必要なもの…印鑑、預金通帳（出産した母親の名義）の写し。

◆入学支度金

支給要件 2月1日を基準日とし、1年以上前から引き続き、石井町の住民基本台帳に記録されているひとり親。
※平成28年4月入学以降の児童について適用

支給額 小学校入学時又は中学校入学時にそれぞれ3万円

申請 当該児童が小学校又は中学校へ入学を予定する年の2月中旬に申請してください。
申請に必要なもの…印鑑、預金通帳（ひとり親の名義）の写し、ひとり親であることが確認できるもの（児童扶養手当証書・戸籍謄本等）

※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

令和元年(平成31年)中に、金婚・ダイヤモンド婚になる夫婦を募集します

該当となる方

金婚(結婚50年) 婚姻の日 昭和44年1月~昭和44年12月
ダイヤモンド婚(結婚60年) 婚姻の日 昭和34年1月~昭和34年12月

様式第1号(第6条関係)

金婚者激励会対象者届出書

	夫	妻
ふりがな		
氏名		
生年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
住所	石井町	
	電話 -	
結婚年月日	昭和 年 月 日	
備考		

上記のとおり、(金婚・ダイヤモンド婚)に該当するので届け出ます。

令和元年 月 日

石井町長殿

届出者

印

※注意(広報いしい版)

過去に申請を行っていない方は、経過していても届出は可能です。
結婚の日については、夫婦で決めた日で届出していただきますので各種証明は不要です。
石井町の住民であることのみ確認させていただきます。
この様式の写(コピー)での届出で問題ありません。

☎長寿社会課 ☎674-6111

☎ 広報いしい及び、当日配布するパンフレットにお名前が掲載されますので、予めご了承ください。



前回「満蒙開拓青少年義勇軍」の写真を紹介したところ、ご家族が義勇軍に参加したという藍畑在住の方から貴重な写真を提供いただいた。それは昭和17年に義勇軍に応募したNさんの、本土「内原訓練所」、満州「小姑家訓練所」での記録写真。Nさんの父親の「小姑家開拓団」訪問、「吉林市吉林神社」観光記念写真などである。開拓団のトラックの前には満州で活動する壮年の男女が並んでおり、開拓団の張り詰めた空気が伝わる。

特に印象深いのは慰問に訪れた父親とともに写された義勇軍の少年たちの写真。16歳だろうか。ゲートルをまき、制服に身を包んだ少年たちの表情はあどけないが緊張している。その後の開拓団員や義勇軍の少年たちがたどる悲惨な運命は神のみぞ知るである。

写真はタイムマシン。過去の歴史状況を雰囲気まで写し留める。語り部として一枚の写真が物語る教訓は大きい。平和であることのありがたさを教えてくれる。

思い出に満ちた石井町の古い写真を募集しています。
ご提供していただける写真がありましたらご連絡ください。

☎石井町「広報いしい」係 ☎674-7503

石井町の歴史写真館

―なつかしいふる里にタイムスリップ―

満蒙開拓団の光と影(昭和18年・満州)

第37回

まちのうごき



平成31年2月15日～平成31年4月14日受理分(敬称略)

♡ご結婚おめでとう♡

- (猪井 秀俊 (石 井)
河野 真未 (石 井)
- (原 穰志 (高川原)
阿部 千尋 (高川原)
- (横山 樹也 (阿波市)
丁子 紗希 (西覚円)
- (三枝 翼 (那賀町)
瀬尾依里菜 (下 浦)
- (岡島 優太 (西高原)
藤井 みわ (板野町)
- (窪川 哲也 (下 浦)
佐原 真美 (上 浦)
- (清水 海斗 (北島町)
麻植 萌花 (平 島)
- (丸岡 亮輔 (石 井)
岡井 美穂 (石 井)
- (川原 樹 (石 井)
若松 志保 (徳島市)
- (立石 祐太 (石 井)
寺奥佐保里 (徳島市)

🎂お誕生おめでとう🎂

- 上田 康至 } 健至 (高 畑)
安紀 }
- 樋口 直樹 } 陽大 (石 井)
安耶 }
- 平内 桂人 } 柊吾 (城ノ内)
ひとみ }
- 成尾 和樹 } 翠琴 (西高原)
加容子 }
- 松田 英幸 } 瑛太 (高川原)
香於里 }
- 栗本 恵 } 華花 (石 井)
由香 }
- 西村 朝浩 } 颯将 (池 北)
千鶴 }
- 笠井 達也 } 彩也乃 (重 松)
亜由美 }
- 岩本 昌也 } 凌弥 (国 実)
結美 }
- 出口 雄三 } 權瑠 (白 鳥)
美紀 }

- 眞田 和久 } 美緒里 (石 井)
唯 }
- 北村 泰彦 } もも恵 (石 井)
なつ世 }
- 中尾 崇志 } 笑輝 (高川原)
恵美 }
- 古川 督 } 大誠 (石 井)
初音 }
- 三谷 彰 } 颯菜 (石 井)
明菜 }
- 西川 卓克 } 藍生 (東高原)
桜 }
- 姫野 大地 } 禱 (高川原)
桃子 }
- 後藤 良介 } 百太 (平 島)
飾身 }
- 吉本 英司 } ゆい (石 井)
千夏 }
- 早藤 晋弥 } 愛彩 (石 井)
由香 }
- 楠 純 } 望葵 (高川原)
由貴 }
- 下條 和之 } 来夢 (尼 寺)
美奈子 }
- 馬島 靖雄 } 志帆 (大 万)
由美子 }
- 田中 賢志 } 莉乃 (西高原)
小百合 }
- 松本あたか } 穂乃 (東高原)
梨帆 }
- 田野 翔也 } 桜菜 (石 井)
舞 }
- 鈴木 宏樹 } ひな陽菜 (石 井)
絵理華 }
- 近藤 寿之 } 瑛太 (高川原)
睦美 }
- 姫野 智至 } 碧大 (高 畑)
真由美 }

人口

世帯数 10,673世帯

男 性 12,295人

女 性 13,589人

計 25,884人

平成31年 4 月 1 日現在



お悔やみ申し上げます

- 後藤 悦雄 78 歳 (城ノ内)
- 武市 榮子 89 歳 (西高原)
- 小原カツエ 99 歳 (白 鳥)
- 三河 節子 74 歳 (石 井)
- 佐野 鈴子 89 歳 (池 北)
- 外山 和子 92 歳 (諏 訪)
- 遠藤 愛子 85 歳 (石 井)
- 栗林フシ子 97 歳 (下 浦)
- 藤井 信市 92 歳 (平 島)
- 増田 富榮 93 歳 (西覚円)
- 長谷 俊子 94 歳 (高川原)
- 鈴木シズエ 100 歳 (高川原)
- 有持 初子 93 歳 (中 須)
- 長尾 光啓 60 歳 (高川原)
- 七條富久美 84 歳 (石 井)
- 野上 隆 63 歳 (東高原)
- 中村 義博 68 歳 (石 井)
- 森川 末子 90 歳 (高川原)
- 名賀ツヤ子 84 歳 (城ノ内)
- 明石 恒也 85 歳 (石 井)
- 杉本 利晴 67 歳 (城ノ内)
- 丸山喜三郎 82 歳 (高 畑)
- 増井 康江 89 歳 (高 畑)
- 矢部 浩二 60 歳 (平 島)
- 佐藤 道子 70 歳 (上 浦)
- 桑村 浩二 58 歳 (西高原)
- 楠本 幸雄 95 歳 (大 万)
- 百田 珠美 82 歳 (下 浦)
- 井内 斐子 95 歳 (天 神)
- 河崎 信子 89 歳 (下 浦)
- 大久保政枝 94 歳 (下 浦)

※広報掲載については、石井町へ届け出された方で掲載を希望された方のみ、掲載しております。



2019年度 各種検診(集団検診)のお知らせ

☆検診は事前検診日登録制です。受診希望の方は下記表の④の期間に①・②・③の内容について、徳島県総合健診センター(☎088-678-3557 または、☎088-678-7128)に電話で登録をしてください。(電話受付は午前8時30分～午後5時で、土日祝を除きます。)



①		②	③ ●印の検診を実施します。				④事前登録期間
検診日	検診場所	受付時間	結核・肺	胃 (バリウム)	特定	腹部超音波	
5月15日(水)	高川原分館	1. 午前 8時30分～ 9時30分	●	●			4/1～4/24
5月16日(木)	藍畑分館		●	●			
5月20日(月)	浦庄分館		●	●			
5月24日(金)	高原分館		●	●			
5月30日(木)	中央公民館	2. 午前 10時～11時	●	●			4/1～5/17
6月2日(日)	中央公民館		●	●			
6月6日(木)	高川原分館		●	●			
6月19日(水)	中央公民館		●	●			
6月24日(月)	藍畑分館	*どちらか を選んでく ださい。	●	●			4/1～6/7
10月31日(木)	中央公民館		●	●	●	●	
11月13日(水)	中央公民館		●	●	●	●	
12月1日(日)	中央公民館		●	●	●	●	
12月4日(水)	中央公民館		●	●	●	●	10/1～11/19

※結核・肺、胃(バリウム)検査対象者：40歳以上、年1回

胃がん検診について(食事を摂っていると受診不可)：50歳以上の方は、胃バリウム検査(集団)と胃内視鏡検査(個別)のどちらかを選択できます。詳細については、石井町健康増進課(保健センター)へお問い合わせください。

※特定健診対象者：7月中旬に個別通知予定

※腹部超音波検査：下記生年月日の方が対象(4日間100名限定・要事前登録)

40歳	S54.4.2～S55.4.1 生	55歳	S39.4.2～S40.4.1 生
45歳	S49.4.2～S50.4.1 生	60歳	S34.4.2～S35.4.1 生
50歳	S44.4.2～S45.4.1 生		

注意事項

★腹部超音波検査以外は事前登録なしでも当日の受診(午前8時30分～午前11時)は可能ですが、特に胃がん検診については、待ち時間が長くなる場合がありますのでご了承ください。

問◎検診日事前登録先…徳島県総合健診センター ☎088-678-3557
☎088-678-7128

◎がん検診・その他全般…石井町健康増進課(保健センター) ☎674-0001

家庭用パソコンの無料回収について

石井町では「小型電子機器等」については、『燃やせないごみ』として収集するか、『小型家電』として清掃センターへ持ち込んでいただいておりますが、昨年度まで受付処理していなかった「**家庭用パソコン**」を今年度から『小型家電』として**清掃センターへの持ち込みに限り**、回収しています。

対象機器 デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・ブラウン管ディスプレイ一体型パソコン・液晶ディスプレイ一体型パソコン

※持ち込時に運転免許証等、住所が確認できるものを事務所に提示してください。

※ハードディスク等の個人情報は消去してください。

※一度回収したパソコンを返却することはできませんのでご注意ください。

※持ち込手段がない場合は、対象機器のメーカーに直接お問い合わせください。詳しくは一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページでご確認ください。

※**事業用のパソコンや家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）は従来どおり受け入れできません。**

ダイオキシン類濃度測定結果

平成30年度の清掃センターの排出ガス等のダイオキシン類の測定結果は、次のとおりで

あり、ダイオキシン類濃度は法定基準値以内であったため、町民の皆様の生活に影響を及ぼすことはありません。今後とも、徹底したダイオキシン対策に努め、ごみの適正な焼却処理及び法定基準値以内での運転管理に全力で取り組みます。

測定対象（単位） ※ 1	基準値	平成30年	平成29年
排出ガス（ng-TEQ/m ³ N）	10	0.35	1.2
焼却灰（ng-TEQ/g）	3	0.00022	0.00033
飛灰（ng-TEQ/g）	※ 2	0.83	2.2

※ 1 1ng（ナノグラム）= 10 億分の 1 グラム、TEQ とは、異性体によって異なるダイオキシン類の毒性等量を評価するために最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示

※ 2 飛灰の基準値については、薬剤処理を行い、セメントで固形化して最終処分場に埋め立てているため、適用外



在宅医療廃棄物の分別収集について

石井町では、在宅医療に伴って排出される廃棄物に関し、**注射針等の鋭利な物は医療機関への持ち込みをお願いしています**が、その他のごみについては、次の要領で分別し、それぞれ指定袋に入れて出していただければ、収集しています。

- 薬液や経腸栄養剤の容器（金属製） → 『空き缶』
- （ガラス製） → 『空きビン』
- その他の在宅医療廃棄物 → 『燃やせるごみ』

令和元年度石井町環境美化ボランティア活動にご協力を！

実施日時 令和元年 5 月 26 日（日）午前 9 時～午前 10 時
実施場所 石井町内全域（地域の道路・公園・広場など公共の場所）
ごみ回収場所 各公民館分館
ごみ回収時間 実施日の午前 9 時～午前 10 時 30 分
 ※中止時は町 HP & 石井 CATV で告知し、翌週 6 月 2 日（日）に延期



2/26 浦庄小学校 車いす寄贈



浦庄小学校の児童らと地域の協力者が約1年かけてアルミ缶や古紙などを集め、その収益金で購入した車いす1台が社会福祉協議会に寄贈されました。

2/21 自衛隊入隊激励会



今年度より自衛隊に入隊する石井町民の方への激励会が役場で行われました。町長や自衛隊家族会から激励の言葉が贈られました。



3/14 メキシコ伝統音楽隊 来庁



メキシコで村の伝統音楽を学んでいるバイオリニストの子どもたちが石井町にやってきました。役場1階で、楽しい演奏を披露してくれました。

3/10 石井幼稚園落成式



今年度より開所の石井幼稚園が完成しました。見学会を兼ねた落成式が行われ、多くの方が来場しました。

3/26 クレジット納付 認定式



クレジット納付の指定代理納付者に阿波銀カード株式会社を認定しました。今年度より開始していますので、ぜひご利用ください。

3/17 とくしまマラソン



参加した1万人を越えるランナーは、沿道からの声援やボランティアの方からのおもてなしを受け、雨にも負けずゴールを目指し力走しました。

3/30 あすなろウォーキング



理学療法士「うぐいす春夫」さんを招いて、前山公園から天堂まで歩くウォーキング大会が開催されました。町内外から約130名の参加者があり、毎年好評となっています。

3/27 石井養鶏農業協同組合 受賞



第2回飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテストにおいて、全国農業協同組合中央会会長賞を受賞しました。おめでとうございます。

桜まつり (3/25~4/上旬)

3月下旬から4月上旬にかけて桜が満開となり、お花見を楽しむ家族連れなどの姿が多くみられました。



今年の藤まつりは、4月13日~5月2日に開催されました。4月20日の写真撮影会の様子です。



天候にも恵まれ、4月下旬頃に見頃を迎えました。多くの観光客が町内外から訪れ、にぎわいをみせていました。



ふじっちゃん四コマ漫画



連載漫画

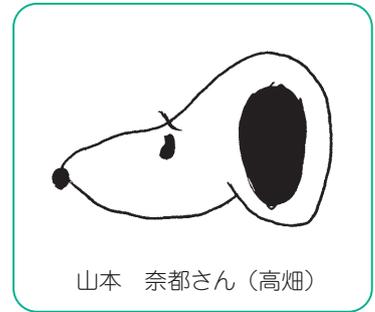


ふれあい広場



みんなの ページだよ!

イラスト紹介



山本 奈都さん (高畑)



遠藤 達郎さん (城ノ内)

「いしい」アプリ配信中!!

防犯・防災、イベントやエリアごとのごみ収集日の情報をお届けします。施設ナビやブックマークなど便利な機能も盛りだくさん!



Android



iPhone



令和元年度

健康マイレージ事業

健康マイレージ事業とは

町民の皆様楽しく健康づくりをしてもらうため、各種健康イベントへの参加や日々の目標達成などをポイント化し、記念品と交換するものです。

対象者

石井町民 (年齢制限なし)

対象期間

4月1日～令和2年3月6日

マイレージカード配布場所

役場、保健センター、中央公民館及び各分館、四銀いしいドーム

応募の種類

①ポイント対象事業に参加して、スタンプを集める。
②日々の目標を立て1日達成すると、1ポイント。

③ポイント対象事業と日々の目標の両方で、30ポイント。

〔例:スタンプ1つ(10ポイント)と日々の目標を20日達成など〕

◆応募方法

マイレージカードに30ポイントを集めて、令和2年3月6日までに応募してください。健康グッズなどをプレゼントします。

(応募は一人一回まで)

※詳しくは、マイレージカードまたはパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ先

健康増進課 ☎674・0001

短歌・俳句・川柳紹介

三月は一年間のまとめの時期新学期に向けじゅんび進む

おっ野口かーかもしか足のお嬢さんエネルギーギツシユに走り去り行き

桜花タイムカプセル掘り起こし新年号を皆で聞く

つくしんぼ春の足音顔をだし道行く散歩初夏のきざし

めぐりくる追悼悲しあの惨禍いまだ不明のみたまやすかれ

早咲きの蜂須賀桜見蕩れては少し長居のあすたむらんど

花冷えと花粉の所為で車窓から平成最後桜満開

生シラス二時間前は泳いでたカマアゲと共に井になる

春雨に桜舞い散り牡丹咲く四季の花々令和迎える

平成の最後に出ずる満月が令和恋しと浮き浮き渡る

さわやかな五月の空に安堵する

水仙が田園の細道春を呼ぶ

花咲きて水やる心我れも花

平成や嗚呼平成や平成や

夜泣きの子昼は仏で夜阿修羅

ささやかな米寿記念の同窓会

少子化で柱の傷は爺が付け

山本 奈都さん(高畑)

長野 文夫さん(桑島)

中川美智子さん(下浦)

中山 幸子さん(関)

井上 澄子さん(加茂野)

一宮 一郎さん(石井)

大西 典子さん(国実)

大草 正子さん(城ノ内)

遠藤 藤恵さん(城ノ内)

宮崎 貞正さん(高畑)

伊澤 慶子さん(城ノ内)

山口テル子さん(下浦)

泉 史子さん(下浦)

石黒 裕人さん(竜王)

河野 康子さん(高川原)

遠藤 達郎さん(城ノ内)

井内 宏さん(天神)

図書カード・ふじっこちゃんグッズを当てよう！広報クイズ

○に入る数字、または文字は何でしょう。

- 【問1】 24時間いつでもパソコンやインターネットから町税の納付ができる○○○○○カード納付がスタートしました。
- 【問2】 5月○○日に行われる石井町環境美化ボランティア活動にぜひご協力を！

※記入例

【問1】 ○○○○○カード

【問2】 ○○日

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)、広報へのご意見・ご感想など

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により6月14日(金曜日)役場必着でご応募ください。抽選で、「1,000円の図書カード」(5名)、または「ふじっこちゃん マフラータオル」(5名)を進呈します。



【今号のふじっこちゃんグッズ】マフラータオル

※3月号の答え「①しおり ②25」
3月号の応募総数は41通でした。たくさんのご応募ありがとうございました。
※当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。ご了承ください。

応募方法

ハガキで

- ◆ 広報クイズ
- ◆ 短歌、俳句、川柳
- ◆ イラスト(かならず黒の油性ペンで書いてください・カラー不可)
- ◆ サークル紹介
- ◆ 作って欲しいコーナー・教えて欲しい事など

封書で

- ◆ 四コマ漫画
- ◆ 赤ちゃん紹介、かわいいペット紹介など(写真にコメントも添えて送ってください)
- ◆ 広報いしいの表紙やいいスナップを飾る写真(未発表作に限ります)

〒779-3295 高川原字高川原121-1
石井町役場
「ふれあい広場」係

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)を必ず書いて

郵便でお送りください。なお、応募多数の際は掲載できない場合があります。また、応募ハガキ等はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

令和元年度 石井町新規職員紹介 (平成31年4月1日採用)

三宅 梨布 (総務課)



大好きな石井町で働けることとなり嬉しく思っています。まだ分からないことばかりで先輩方にはご迷惑をおかけしますが、早く仕事を覚え成長していきたいと考えています。住民の皆様信頼していただける職員になれるよう精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。



清重 貴仁 (税務課)

このたび、石井町職員として、生まれ育った石井町で働けることをうれしく思います。まだまだ至らぬ点があり先輩方に頼ってばかりですが、町民の皆様のため、早く仕事を覚えられるよう頑張ります。ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、責任感をもって日々の業務につとめてまいります。よろしくお願いいたします。

貝川 友美 (健康増進課)



昔から馴染みのあった石井町で保健師として働けることをうれしく思います。まだまだ至らない部分は多く、先輩方を頼りながら勉強と反省を積み重ねる日々ですが、町民の皆様が健康に暮らしていけるよう、少しずつでもお役に立ちたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



龍門 奈都 (学校教育課)

石井町職員となり、早一ヶ月が過ぎようとしています。今はまだ言われた仕事をこなすのに精一杯で、先輩方にフォローされてばかりの未熟者ですが、昨日より今日、今日より明日と日々学び成長する姿勢を忘れず、責任を持って職務に邁進していきたいと思ひます。石井町の皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

桑城 祐太 (建設課)



石井町職員として働き出してからわからないことばかりですが、先輩方に様々なことを教えていただき、毎日少しずつですが成長を感じながら、業務にあたっています。至らぬ所もごさいますが、臨時職員として学んだことも十分に生かして、住民の皆様のお役に立てるように、一生懸命頑張りたいと思ひます。